

下木屋町地区地区計画

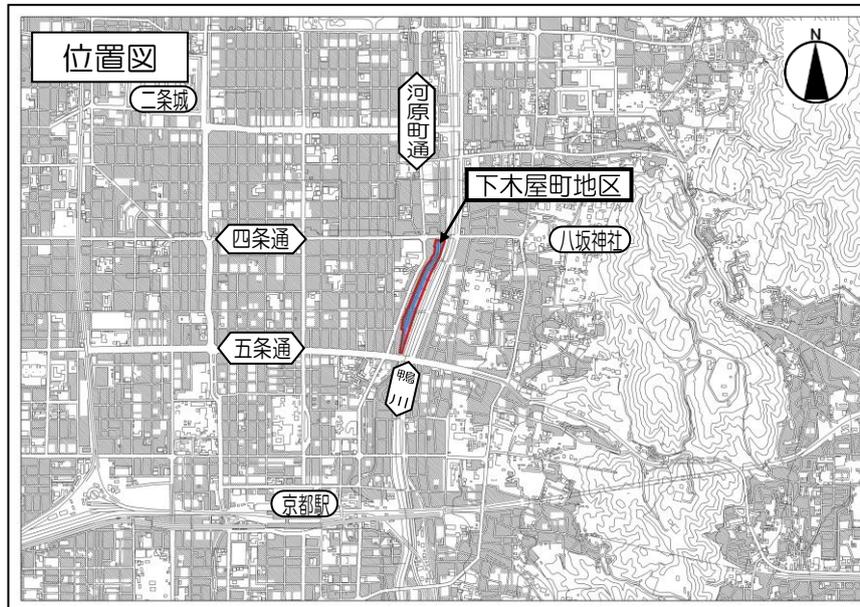
都市計画法第58条の2
に基づく届出について

必要・不要

【問合せ先】 京都市都市計画局都市企画部都市計画課 Tel. (075) 222-3505
〒604-8571 京都市中京区通御地上る上能満町488

位置：京都市下京区斎藤町，天王町，和泉屋町，美濃屋町，材木町，下材木町，船頭町，市之町，天満町，難波町，清水町及び真町の各一部

面積：約4.7ヘクタール



【地区計画の目標】

当地区は、四条通、五条通、鴨川、高瀬川に囲まれた区域及びその周辺に位置し、江戸時代初期、鴨川の中洲に茶店や見世物小屋が集まってきたのが始まりである。その後、鴨川の護岸工事や納涼床の出現、高瀬川の水運によって、飲食店や宿屋がさらに集積し発展を重ね、それぞれの時代を代表する飲食街として栄えてきました。現在では、老舗の料亭、大型の飲食店、旅館や町家を改修した新しい店舗等が建ち並び、伝統ある造りの中に革新的な表情を見せるたたずまい、四季の移ろいを感じられる豊かな自然環境、穏やかで暮らし良い住環境が融合し、華やかさの中に静けさと賑わいを備えた、大人が集うまちを形成しています。

このような地区で地区計画を定めることにより、当地区の持つ京都らしい風情と品格を保ち、もてなしを大切にする、まちのビジョン「時とともに食文化に彩りを添えるまち、京都・下木屋町」の実現を目指します。

【区域の整備・開発及び保全の方針】

○土地利用に関する方針

当地区の持つ風情や品位を保ちながら、華やかな中にも静けさと賑わいを備えた、京都を代表する食の中心地としての土地利用の誘導を図ります。併せて、都心商業地の中心にありつつも、自然に囲まれた静かで穏やかな暮らし良い環境を維持する土地利用の誘導を図ります。

○建築物等の整備の方針

京都の食文化の中心地として栄えたまちなみを引き継ぎ、伝統的な建物や町家が醸し出す風格と風情あるまちなみと、洗練された新しい感覚のまちなみが融合する、京都の顔としての風格あるまちなみの形成を目指します。

【地区整備計画】

○建築物等の用途の制限

(A, B, C 地区共通)

次に掲げる建築物は建築してはならない。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項（同項第1号に掲げる待合及び料理店を除く。B地区は、さらに同項第2号に掲げるもののうち、風営法の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）第2条の規定による改正前の風営法第2条第3号に掲げる営業に相当する営業の用に供するもの以外を除く。）に規定する風俗営業の用に供する建築物
- 2 風営法第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業（B地区は、同項第2号、第4号及び第5号に掲げるものを除き、C地区は、同項第2号に掲げるものを除く。）及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物
- 3 ナイトクラブ
- 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 6 自動車車庫(建築物に付属するものを除く。)で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- 7 自動車教習所
- 8 自動車修理工場
- 9 日刊新聞の印刷所
- 10 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの
- 11 建築基準法施行令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、準住居地域内に建築することが禁止されているもの
- 12 葬祭場
- 13 カラオケボックスその他これに類するもの（B地区を除く。）

(A地区のみ)

次に掲げる建築物は建築してはならない。

- 1 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗の用に供する建築物

【地区計画及び地区整備計画 区域図】

